



2026 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 L I N E ヤ フ ー 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 C E O 出澤 剛
(コード：4689 東証プライム)
問い合わせ先 取 締 役 C F O 坂 上 亮 介
(電話：03-6779-4900)

**(経過開示) BCPE Blitz Cayman, L.P. による株式会社カカコム (証券コード：2371)
に対する公開買付けの開始予定に係る経過に関するお知らせ**

当社並びにベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP が投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下「ベインキャピタル」といいます。）は、2026 年 7 月 29 日付「(経過開示) BCPE Blitz Cayman, L.P. による株式会社カカコム (証券コード：2371) に対する公開買付けの開始予定及び当社による BCPE Blitz Cayman, L.P. への間接的な共同出資予定に関するお知らせ」において、ベインキャピタルにより組成されたリミテッド・パートナーシップであり、かつ、LINE ヤフー株式会社による間接的な出資が予定されている BCPE Blitz Cayman, L.P.（以下「公開買付者」といいます。）が、株式会社東京証券取引所のプライム市場に上場している株式会社カカコム（以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の実施を予定していること、及び、対象者の主要株主である Oasis Management Company Ltd. 並びに同社の関連ファンド又は関連エンティティ（総称して、以下「Oasis」といいます。）との間で本公開買付けに係る応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結していること等を公表しておりました。

今般、本公開買付けに関する状況の経過に関し、公開買付者が、2026 年 8 月 21 日付で、別添の『株式会社カカコム (証券コード：2371) に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ』の経過に関するお知らせ』を公表いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本応募契約は 2026 年 8 月 20 日の経過をもって終了しておりますが、別添にも記載のとおり、Oasis は、2026 年 8 月 18 日付「オアシスはカカコムに対する 1 株当たり 3,640 円を下回る公開買付けを支持せず (証券コード：2371JT)」において、Kamgras 1 株式会社による対象者株券等を対象とする公開買付け（以下「Kamgras 1 公開買付け」といいます。）における対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格が 3,640 円を下回る限り、Kamgras 1 公開買付けに応募する意向がないこと等を公表しており、Oasis には引き続き公開買付者の提案をご支持いただいている状況であると理解しております。

詳細については、別添のプレスリリースをご参照ください。

なお、今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかに公表いたします。

(添付)『株式会社カカコム (証券コード：2371) に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ』の経過に関するお知らせ

各 位

BCPE Blitz Cayman, L.P.
BCPE Blitz GP, LLC
(General Partner)

**「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」
の経過に関するお知らせ**

ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP が投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下「ベインキャピタル」といいます。）並びに LINE ヤフー株式会社は、2026 年 7 月 29 日付「（経過開示）BCPE Blitz Cayman, L.P. による株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定及び当社による BCPE Blitz Cayman, L.P. への間接的な共同出資予定に関するお知らせ」（以下「7 月 29 日付買付者プレスリリース」といいます。）において、ベインキャピタルにより組成されたリミテッド・パートナーシップであり、かつ、LINE ヤフー株式会社による間接的な出資が予定されている BCPE Blitz Cayman, L.P.（以下「公開買付者」といいます。）による、株式会社東京証券取引所のプライム市場に上場している株式会社カカコム（証券コード：2371、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権（以下「本新株予約権」といい、対象者株式と併せて「対象者株券等」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の実施予定について公表しておりました。

公開買付者が対象者の主要株主である Oasis Management Company Ltd.（以下「Oasis Management」といいます。）並びに同社の関連ファンド又は関連エンティティ（総称して、以下「Oasis」といいます。）との間で締結した応募契約（以下「本応募契約」といいます。）においては、Kamgras 1 株式会社（以下「Kamgras 1」といいます。）による対象者株券等を対象とする公開買付け（以下「Kamgras 1 公開買付け」といいます。）における対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「Kamgras 1 公開買付価格」といいます。）が本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を 1%以上上回る金額に引き上げられ、かつ、Oasis が公開買付者に対し、本公開買付価格を Kamgras 1 公開買付価格以上の金額に変更することを申し入れた場合であって、当該申入れの日から起算して 5 営業日を経過する日までに本公開買付価格が Kamgras 1 公開買付価格以上の金額に変更されない場合、Oasis は、本応募契約に定める自らの義務に違反がない場合に限り本公開買付けに応募する義務（以下「本応募義務」といいます。）を負わず、本応募契約が終了する旨が規定されております。

Kamgras 1 公開買付価格は、2026 年 8 月 13 日付で 1 株当たり 3,570 円に引き上げられたものと認識しておりますが、かかる状況について、Oasis から、2026 年 8 月 18 日付で「オアシスはカカコムに対する 1 株当たり 3,640 円を下回る公開買付けを支持せず（証券コード：2371JT）」と題するプレスリリース（以下「8 月 18 日付 Oasis プレスリリース」といいます。）が公表されております。同プレスリリースにおいては、同日時点における Oasis の見解又は意向として、概要、以下の点が記載されております。

- ① 複数の買収提案者から行われている様々な提案のうち、現時点において少数株主に対する最も高い提案は、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）からの協力が得られることを前提とする公開買付者による 1 株当たり 3,640 円の提案であると Oasis は認識していること
- ② 対象者が賛同表明を行っている Kamgras 1 公開買付価格は 1 株当たり 3,570 円であり、公開買付者による提案を下回る水準となっていること
- ③ 現時点では Oasis は、Kamgras 1 公開買付価格が 1 株当たり 3,640 円を下回る限り、Kamgras 1 公開買付けに保有する対象者株式を応募する意向はないこと
- ④ Kamgras 1 及び対象者による開示においては、KDDI の協力を必要とする 1 株当たり 3,640 円の本公開買付けについて、Kamgras 1 と KDDI との間に既存の応募契約が存在することを理由として「実現不可能」としているものの、各種開示内容を踏まえれば、Kamgras 1 公開買付けが不成立となった場合には、Kamgras 1 と KDDI との間の既存の応募契約に基づく主要な

義務は消滅することとなり、その場合、1株当たり3,640円の価格による本公開買付けは実現可能であるとOasisは考えていること

- ⑤ Oasisは、対象者、対象者取締役会及び本特別委員会（以下に定義します。）に対し、Kamgras 1公開買付けへの賛同を撤回するか、又はKamgras 1公開買付け価格を1株当たり3,640円を上回る水準へ引き上げるよう再交渉することを要請すること

そもそも、公開買付者の提案は、KDDIとの間で不応募契約を締結していない現状においては1株当たり3,520円であるものの、KDDIから協力が得られることを前提に、対象者の一般株主の皆様に対して1株当たり3,640円での売却機会を提供するものです。Kamgras 1公開買付け価格はこれより低い価格でありながら、Kamgras 1は、KDDIとの間の既存の不応募契約を用いて、当該売却機会の実現を事実上阻止している状況にあると公開買付者としては認識しております。特に、Kamgras 1は、公開買付者の提案について、1株当たり3,640円は実現不可能な価格であると指摘していると認識しておりますが、公開買付者としては見解を異にしており、Kamgras 1公開買付けが不成立に終わり、KDDIがKamgras 1との間の既存の不応募契約における制約から解放された場合には、KDDIには不応募契約の締結に応じていただけるものと考えております。このことは、公開買付者としてKDDIの既存の不応募契約に基づく上記制約の存在に鑑み、2026年7月8日にKDDIと協議を行って以降、KDDIとの間で協議を行っていないものの、同日までのKDDIとの協議のみならず、2026年8月7日に開催されたKDDIの第1四半期決算説明会での質疑応答において、本件について「(対象者の)既存株主とKDDIの株主の利益を最大限重視し、KDDIの個別事情ではなく、経済的合理性に基づいて判断する」旨、KDDIから説明があったことによっても裏付けられていると考えております。

公開買付者は、現状下において、Oasisを含む対象者の株主の皆様が、Kamgras 1公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から最良であるのご判断され、これが成立するのであれば、そのご判断を受け入れざるを得ないと考えております。他方で、公開買付者の提案がKamgras 1公開買付けより優れているのご判断いただけるのであれば、所定の前提条件が充足された後に開始される本公開買付けに応募すべく、Kamgras 1公開買付けへの応募を控え、結果としてKamgras 1公開買付けが不成立に終わるという形で株主の皆様の意思が明らかになると考えております。なお、Kamgras 1公開買付けは既に法定の最長期間である60営業日を超えて実施されておりますので、公開買付者は、Kamgras 1が2026年8月21日時点におけるKamgras 1公開買付けの公開買付け期間末日である2026年8月27日までに買付予定数の下限に足りる応募を集められないのであれば、原則として同日をもってKamgras 1公開買付けは終了するものと想定しております。

これらに鑑み、公開買付者は、2026年8月13日付のKamgras 1公開買付け価格の引上げを踏まえ、差し当たり、2026年8月21日時点におけるKamgras 1の提案（公開買付け価格：1株当たり3,570円）と公開買付者の提案（公開買付け価格：1株当たり3,520円。ただし、KDDIとの間で不応募契約を締結できた場合には、3,640円）について、Oasisを含む対象者の株主の皆様のご判断を仰ぐため、Kamgras 1公開買付けの期間満了を静観することとし、本応募契約に基づく5営業日の価格変更期間（2026年8月20日満了）中には、Oasisに対して本公開買付け価格の変更を申し入れておりません。その結果、本応募契約は2026年8月20日の経過をもって終了しております。もっとも、公開買付者が本公開買付けの実施見通しや今後の対応方針に関して説明するために2026年8月14日にOasisと実施した面談及び8月18日付Oasisプレスリリースの内容（同日時点における少数株主に対する最も高い提案は、KDDIからの協力が得られることを前提とする公開買付者による1株当たり3,640円の提案であるとOasisは認識している旨等）も踏まえると、Oasisには引き続き公開買付者の提案をご支持いただいている状況であると理解しております。そのため、本公開買付けを開始する際には、Oasisとの間で改めて本応募契約と同等の契約を締結すべく交渉する予定であり、公開買付者の認識として、Oasisに引き続き公開買付者の提案をご支持いただける状況が続く限り、かかる契約の締結に支障はないと考えております。

これらに伴い、7月29日付買付者プレスリリースの別添「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の記載事項の一部に更新がありますので、お知らせいたします。変更箇所には下線を付しております。

本取引を実施するにあたって各国の競争法を含む法令等に基づき必要となるクリアランスの取得

状況についても更新がありますので、本日時点の状況を併せてお知らせいたします。なお、7月29日付買付者プレスリリースの別添「株式会社カクコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」にて公表いたしました本公開買付けの実施時期に関する見通し（2026年9月中旬）や、本公開買付価格（3,520円。ただし、KDDIとの間で不応募契約を締結できた場合には、3,640円）等については、本日現在、変更はございません。

記

柱書

（変更前）

（前略）

なお、本公開買付けの実施は、①対象者が本公開買付けに対する賛同意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の対象者における取締役会決議が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、②対象者の非公開化取引を検討するために対象者が設置した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）において、対象者が本公開買付けに賛同意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議を実施することについて相当である旨の答申が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること（注1）、③法第27条の11第1項但書に定める対象者又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の本公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと、④本取引を実施するにあたって各国の競争法を含む法令等に基づき必要となる許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続の取得（以下「本クリアランス」といいます。）（注2）が完了し、又はその完了が合理的に見込まれていること及び⑤対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）で対象者が公表（同条第4項に定める意味を有します。）していないものが存在しないこと（注3）を前提条件（以下「本公開買付前提条件」といいます。）とするものですが、いずれの前提条件についても充足することを見込んでおります。公開買付者としては、本クリアランスの取得完了が合理的に見込まれ、対象者が本公開買付けに対する賛同意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の対象者における取締役会決議が得られた時点で本公開買付けを速やかに開始する予定ですが、その時期については、2026年9月中旬を見込んでおります。

もし、本公開買付前提条件のいずれかが充足されないことが明らかになった場合、公開買付者は、本公開買付けを実施せず本取引の検討を中止するものとします。

（注1）Kamgras 1株式会社（以下「Kamgras 1」といいます。）が、対象者株券等を対象とする、本且時点において買付け等の期間を2026年5月13日から2026年8月3日までとする公開買付け（以下「Kamgras 1公開買付け」といいます。）を実施しているところ、Kamgras 1がKamgras 1公開買付けについて2026年5月13日付で提出した公開買付届出書（以下「Kamgras 1届出書」といいます。）によれば、対象者は、Kamgras 1との間の公開買付契約に基づき、Kamgras 1公開買付けの公開買付期間の末日までの間、Kamgras 1公開買付けへの賛同を維持し、これを撤回又は変更しない義務を負っているとのことであり、当該義務は、本取引について適格対抗買付提案（Kamgras 1届出書によれば、Kamgras 1公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「Kamgras 1公開買付価格」といいます。）を2%以上上回る公開買付価格による対象者の非公開化を目的とする公開買付けに係る法的拘束力のある提案（ただし、取引の実施に要する資金の確保について十分な確度を有すると客観的かつ合理的に認められ、かつ、取引の実施に要する許認可等の取得についての懸念が合理的に認められず、また、取引の実施に関する前提条件が明示され、当該前提条件の充足可能性についての懸念が客観的かつ合理的に認められないものに限りです。）を意味するとのことです。以下同じです。）が公表されることを含む手続を充足しない限り維持されるとのことです。この点、適格対抗買付提案が公表された場合、対象者は、Kamgras 1公開買付価格の変更について申し入れることができ、かかる申入れの翌営業日から起算して10営業日以内（ただし、遅くとも公開買付期間の末日の前営業日まで）に、Kamgras 1がKamgras 1公開買付価格を適格対抗買付提案における公開買付価格以上の金額に変更しない場合、対象者は、本特別委員会の判断も十分に尊重した上で、Kamgras 1公開買付けへの賛

同表明を撤回又は変更することができる」とされているとのことです。対象者が2026年7月2日付で公表した「(変更)『Kamgras 1株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ』の一部変更に関するお知らせ」(以下「7月2日付対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、7月1日付提案書を適格対抗買付提案として評価した上で、2026年7月1日付で、Kamgras 1に対して Kamgras 1公開買付価格の変更について協議を申し入れるとともに、Kamgras 1公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して Kamgras 1公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、対象者の株主の皆様が Kamgras 1公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が Kamgras 1公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねること、及び対象者の新株予約権者の皆様に対しては、Kamgras 1公開買付けに応募するか否かについてはそのご判断に委ねることを決議したとのことです。その後、Kamgras 1が Kamgras 1公開買付けについて2026年7月17日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書(以下「7月17日付 Kamgras 1訂正届出書」といいます。)によれば、Kamgras 1は、上記協議の申入れを踏まえ、Kamgras 1公開買付価格を3,000円から3,450円に変更することを決定したとのことです。なお、対象者が2026年7月17日付で公表した「(変更)『Kamgras 1株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ』の一部変更に関するお知らせ」(以下「7月17日付対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、当該金額変更を受けても、当該日時点においては、7月2日付対象者プレスリリースにおいて公表していた意見(Kamgras 1公開買付けに賛同するものの、対象者の株主の皆様が Kamgras 1公開買付けに応募することは推奨せず、中立の立場をとること)を変更していないとのことです。そのような状況の中で、本公開買付価格が Kamgras 1公開買付価格を上回っている(KDDI との間で本不応募契約を締結できていない段階での本公開買付価格(3,520円)が本日現在の Kamgras 1公開買付価格を2.03%上回っており、さらに、本不応募契約を締結することができれば本公開買付価格は Kamgras 1公開買付価格を5.51%上回る3,640円となる)ことや、本取引は対象者に生じるシナジーの大きさ等の観点で Kamgras 1公開買付けよりも優れたものであると考えていることから、公開買付者としては、対象者が Kamgras 1公開買付けへの賛同表明を撤回し、本公開買付前提条件の①及び②が満たされる十分な可能性があると考えております。

- (注2) 公開買付者は、現時点までの検討において、①私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。)に基づく届出、②外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)に基づく届出、③オーストラリア競争法に基づき、本公開買付けについて届出が不要である旨の決定(以下「免除決定」といいます。)、並びに④ドイツ競争制限禁止法に基づく事前届出が必要となることを想定しておりますが、今後、対象者の事業又は資産に関する事実関係の更なる確認や関係当局の見解により、手続及び対応の要否の判断に変更が生じる可能性があります。なお、①について、公開買付者は、2026年7月9日に公正取引委員会に対して本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に係る届出前相談を開始しており、今後、本株式取得に係る事前届出が可能となった時点で、公正取引委員会に対して本株式取得に係る事前届出を行う予定です。また、②について、公開買付者は、2026年7月3日、外為法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は2026年7月27日付で短縮され、2026年7月28日より公開買付者による本株式取得が可能となっております(許可等の番号:JD第619号)。③について、公開買付者は、2026年8月3日までは、オーストラリア競争法に関連して、オーストラリア競争消費者委員会(Australian Competition and Consumer Commission)(以下「ACCC」といいます。)に対して、免除決定を受けるために必要となる関連書類を提出することを予定しています。そして、ACCC が免除決定を行うための法定期間は提出日から25営業日以内とされていることから、公開買付者は、2026年9月7日(現地時間)頃までに免除決定を受領する見込みです。④について、公開買付者は、2026年8月7日までは、連邦カルテル庁に対して事前届出を行うことを予定しています。そして、ドイツ競争制限禁止法に基づく事前届出の待機期間は原則として届出より1ヶ月間であることから、遅くとも2026年9月7日(現地時間)頃まで

に待機期間が満了する見込みです。なお、④については7月1日付買付者プレスリリースには記載しておりませんでした。これは、7月1日付買付者プレスリリースの公表時点においては、対象者より開示された情報を踏まえ、公開買付者においてドイツにおける届出免除規定の適用有無を検討していたものの、その後の検討及び分析の結果、かかる届出免除規定の適用を受けずに事前届出を行う判断となったという事情の変更によるものです。

- (注3) 本日時点において、公開買付者は、本公開買付前提条件の③に該当する事情が生じたことは確認しておらず、かかる事態が生じることは稀であることから、かかる条件も十分に満たされる可能性があると考えており、また、本公開買付前提条件の⑤についても対象者の協力を得られる場合には容易に充足されるものと考えております。

(変更後)

(前略)

なお、本公開買付けの実施は、①対象者が本公開買付けに対する賛同意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の対象者における取締役会決議が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、②対象者の非公開化取引を検討するために対象者が設置した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）において、対象者が本公開買付けに賛同意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議を実施することについて相当である旨の答申が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること（注1）、③法第27条の11第1項但書に定める対象者又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の本公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと、④本取引を実施するにあたって各国の競争法を含む法令等に基づき必要となる許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続の取得（以下「本クリアランス」といいます。）（注2）が完了し、又はその完了が合理的に見込まれていること及び⑤対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）で対象者が公表（同条第4項に定める意味を有します。）していないものが存在しないこと（注3）を前提条件（以下「本公開買付前提条件」といいます。）とするものですが、いずれの前提条件についても充足することを見込んでおります。公開買付者としては、本クリアランスの取得完了が合理的に見込まれ、対象者が本公開買付けに対する賛同意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の対象者における取締役会決議が得られた時点で本公開買付けを速やかに開始する予定ですが、その時期については、2026年9月中旬を見込んでおります。

もし、本公開買付前提条件のいずれかが充足されないことが明らかになった場合、公開買付者は、本公開買付けを実施せず本取引の検討を中止するものとします。

- (注1) Kamgras 1株式会社（以下「Kamgras 1」といいます。）が、対象者株券等を対象とする、2026年7月29日時点において買付け等の期間を2026年5月13日から2026年8月3日までとする公開買付け（以下「Kamgras 1公開買付け」といいます。）を実施しているところ、Kamgras 1が Kamgras 1公開買付けについて2026年5月13日付で提出した公開買付届出書（以下「Kamgras 1届出書」といいます。）によれば、対象者は、Kamgras 1との間の公開買付契約に基づき、Kamgras 1公開買付けの公開買付期間の末日までの間、Kamgras 1公開買付けへの賛同を維持し、これを撤回又は変更しない義務を負っているとのことであり、当該義務は、本取引について適格対抗買付提案（Kamgras 1届出書によれば、Kamgras 1公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「Kamgras 1公開買付価格」といいます。）を2%以上上回る公開買付価格による対象者の非公開化を目的とする公開買付けに係る法的拘束力のある提案（ただし、取引の実施に要する資金の確保について十分な確度を有すると客観的かつ合理的に認められ、かつ、取引の実施に要する許認可等の取得についての懸念が合理的に認められず、また、取引の実施に関する前提条件が明示され、当該前提条件の充足可能性についての懸念が客観的かつ合理的に認められないものに限り）を意味するとのことです。以下同じです。）が公表されることを含む手続を充足しない限り維持されるとのことです。この点、適格対抗買付提案が公表された場合、対象者は、Kamgras 1公開買付価格の変更について申し入れることができ、かかる申入れの翌営業日から起算して10営業日以内（ただし、遅くとも公開買付期間の末日の前営業日まで）に、Kamgras 1が Kamgras 1公開買付価格を適格対抗買付提案における公開買付価格以上の金額に変更しない場合、対象者は、本特別委員会の判断も十分に尊重した上で、Kamgras 1公開買付けへの賛同表明を撤回又は変更できるとされているとのことです。対象者

が2026年7月2日付で公表した「(変更)『Kamgras 1株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ』の一部変更に関するお知らせ」

(以下「7月2日付対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、7月1日付提案書を適格対抗買付提案として評価した上で、2026年7月1日付で、Kamgras 1に対してKamgras 1公開買付価格の変更について協議を申し入れるとともに、Kamgras 1公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対してKamgras 1公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、対象者の株主の皆様がKamgras 1公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様がKamgras 1公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねること、及び対象者の新株予約権者の皆様に対しては、Kamgras 1公開買付けに応募するか否かについてはそのご判断に委ねることを決議したとのことです。その後、Kamgras 1がKamgras 1公開買付けについて2026年7月17日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書(以下「7月17日付 Kamgras 1訂正届出書」といいます。)によれば、Kamgras 1は、上記協議の申入れを踏まえ、Kamgras 1公開買付価格を3,000円から3,450円に変更することを決定したとのことです。なお、対象者が2026年7月17日付で公表した「(変更)『Kamgras 1株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ』の一部変更に関するお知らせ」(以下「7月17日付対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、当該金額変更を受けても、当該日時点においては、7月2日付対象者プレスリリースにおいて公表していた意見(Kamgras 1公開買付けに賛同するものの、対象者の株主の皆様がKamgras 1公開買付けに応募することは推奨せず、中立の立場をとること)を変更していないとのことです。そのような状況の中で、本公開買付価格がKamgras 1公開買付価格を上回っている(KDDI との間で本不応募契約を締結できていない段階での本公開買付価格(3,520円)が2026年7月29日現在のKamgras 1公開買付価格を2.03%上回っており、さらに、本不応募契約を締結することができれば本公開買付価格はKamgras 1公開買付価格を5.51%上回る3,640円となる)ことや、本取引は対象者に生じるシナジーの大きさ等の観点でKamgras 1公開買付けよりも優れたものであると考えていることから、公開買付者としては、対象者がKamgras 1公開買付けへの賛同表明を撤回し、本公開買付前提条件の①及び②が満たされる十分な可能性があると考えておりました。その後、Kamgras 1がKamgras 1公開買付けについて2026年8月13日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書(以下「8月13日付 Kamgras 1訂正届出書」といいます。)によれば、Kamgras 1は、Kamgras 1公開買付価格を3,450円から3,570円に変更することを決定したとのことです。なお、対象者が2026年8月14日付で公表した「(変更)『Kamgras 1株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ』の一部変更に関するお知らせ」(以下「8月14日付対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、当該金額変更を受けても、当該日時点において、7月2日付対象者プレスリリースにおいて公表していた上記の意見を変更していないとのことです。そのような状況の中で、公開買付者は、引き続き、本不応募契約を締結することができれば本公開買付価格は3,640円となることや、本取引は対象者に生じるシナジーの大きさ等の観点でKamgras 1公開買付けよりも優れたものであると考えていること、Oasis(以下に定義します。)を含む対象者の株主の皆様が公開買付者の提案がKamgras 1公開買付けより優れているとご判断いただけるのであれば、所定の前提条件が充足された後に開始される本公開買付けに応募すべく、Kamgras 1公開買付けへの応募を控え、結果としてKamgras 1公開買付けが不成立に終わるという形で株主の皆様が意思が明らかになると考えていること(なお、Kamgras 1公開買付けは既に法定の最長期間である60営業日を超えて実施されておりますので、公開買付者は、Kamgras 1が2026年8月21日時点における公開買付期間末日である2026年8月27日までに買付予定数の下限に足る応募を集められないのであれば、原則として同日をもってKamgras 1公開買付けは終了するものと想定しております。)から、公開買付者としては、対象者がKamgras 1公開買付けへの賛同表明を撤回し、本公開買付前提条件の①及び②が満たされる十分な可能性があると考えております。

- (注2) 公開買付者は、現時点までの検討において、①私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。)に基づく届出、②外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)に基づく届出、③オーストラリア競争法に基づき、本公開買付けについて届出が不要

である旨の決定（以下「免除決定」といいます。）、並びに④ドイツ競争制限禁止法に基づく事前届出が必要となることを想定しておりますが、今後、対象者の事業又は資産に関する事実関係の更なる確認や関係当局の見解により、手続及び対応の要否の判断に変更が生じる可能性があります。なお、①について、公開買付者は、2026年7月9日に公正取引委員会に対して本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に係る届出前相談を開始しており、2026年8月14日に本株式取得に関して正式に事前届出書の提出を行い、同日受理されております。また、②について、公開買付者は、2026年7月3日、外為法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は2026年7月27日付で短縮され、2026年7月28日より公開買付者による本株式取得が可能となっております（許可等の番号：JD 第619号）。③について、公開買付者は、2026年7月30日（現地時間）付で、オーストラリア競争法に関連して、オーストラリア競争消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission）（以下「ACCC」といいます。）に対して、免除決定を受けるために必要となる関連書類を提出しております。その後、公開買付者は、2026年8月14日（現地時間）付で ACCC から免除決定を受領しております。④について、公開買付者は、2026年8月11日（現地時間）付で、連邦カルテル庁に対して事前届出を行っております。そして、ドイツ競争制限禁止法に基づく事前届出の待機期間は原則として届出より1ヶ月間であることから、遅くとも2026年9月10日（現地時間）頃までに待機期間が満了する見込みです。なお、④については7月1日付買付者プレスリリースには記載していませんでしたが、これは、7月1日付買付者プレスリリースの公表時点においては、対象者より開示された情報を踏まえ、公開買付者においてドイツにおける届出免除規定の適用有無を検討していたものの、その後の検討及び分析の結果、かかる届出免除規定の適用を受けずに事前届出を行う判断となったという事情の変更によるものです。

- （注3）本日時点において、公開買付者は、本公開買付前提条件の③に該当する事情が生じたことは確認しておらず、かかる事態が生じることは稀であることから、かかる条件も十分に満たされる可能性があると考えており、また、本公開買付前提条件の⑤についても対象者の協力を得られる場合には容易に充足されるものと考えております。

2. 買付け等の目的等

(1) 公開買付けの目的の概要

(変更前)

(前略)

なお、7月1日付買付者プレスリリースにも記載いたしましたとおり、対象者の第一位株主（2026年3月31日現在）である株式会社デジタルガレージ（以下「DG」といいます。）に関しては、5月14日付買付者プレスリリース等に関し、2026年6月5日付で「ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP及びLINEヤフー株式会社による株式会社カカコムの資本政策に関する提案書の提出について」と題する開示を行っており、「カカコムとの資本関係の継続を非常に重要かつコアとなる戦略的投資として位置付けている」としていることから、本公開買付けにご協力いただける可能性は低いと判断し、7月1日付提案書の提出時点で、DGとの間で協議・交渉を行う予定はありませんでしたが、その後もDGから協議の打診はなく、協議・交渉は行っておりません。DGが本公開買付けに応募しないとしても、本公開買付価格である3,520円（ただし、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640円）は、Kamgras 1公開買付けに係る公開買付価格を2.03%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）（ただし、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、5.51%）上回るものであることから、本公開買付けは十分成立し得ると考えており、また、本公開買付けの成立後にDGが本スクイーズアウト手続（以下に定義します。以下同じです。）の一環である株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に係る議案に反対したとしても当該議案は可決される見込みが高いことは、下記のとおりです。

(中略)

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年7月1日付で、対象者の主要株主である Oasis Management Company Ltd.（以下「Oasis Management」といいます。）並びに同社の関連ファンド又は関連エンティティである Oasis Investments II Master Fund Ltd.（所有株式数10,347,876株、所有割合（注1）5.19%）、Oasis Japan Strategic Fund Ltd.（所有株式数11,969,002株、所有割合6.00%）及びOasis Japan Strategic Fund Y Ltd.（所有株式数15,883,670株、所有割合7.96%）（以下、Oasis Managementと併せて「Oasis」といいます。合計所有株式数38,200,548株、合計所有割合19.14%）（Oasisの所有株式数及び所有割合はいずれも2026年7月1日現在。以下同じです。）との間で、本応募契約（下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」において定義します。以下同じです。）を締結し、公開買付者が本公開買付価格を3,384円以上の価格とする本公開買付けを開始した場合、一定の前提条件が全て充足されていることを条件として、Oasisは、Oasisが本公開買付けの開始時点でそれぞれ保有する対象者株式の全て（以下「本応募合意株式」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、その後、下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者は、2026年7月27日付で、Oasisとの間で本応募契約に関する追加の合意書を締結し、①本公開買付価格を3,520円（ただし、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640円）とする予定であること、②2026年7月31日までに、本公開買付価格を3,520円（ただし、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640円）とする旨の対象者に対する法的拘束力を有する提案を行い、又は本公開買付価格を3,520円（ただし、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640円）とする旨の本公開買付けに係る予告公表をする予定であること、③②のとおりに対象者に対して法的拘束力を有する提案を行い、又は本公開買付けに係る予告公表をすることをもって、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の（ア）に記載された本公開買付価格の「対抗価格」以上の金額への変更が行われたものとみなす旨を合意しております。本応募契約の詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

(後略)

(変更後)

(前略)

なお、7月1日付買付者プレスリリースにも記載いたしましたとおり、対象者の第一位株主（2026年3月31日現在）である株式会社デジタルガレージ（以下「DG」といいます。）に関しては、

5月14日付買付者プレスリリース等に関し、2026年6月5日付で「ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP及びLINEヤフー株式会社による株式会社カカコムの資本政策に関する提案書の提出について」と題する開示を行っており、「カカコムとの資本関係の継続を非常に重要かつコアとなる戦略的投資として位置付けている」としていることから、本公開買付けにご協力いただける可能性は低いと判断し、7月1日付提案書の提出時点で、DGとの間で協議・交渉を行う予定はありませんでしたが、その後もDGから協議の打診はなく、協議・交渉は行っておりません。DGが本公開買付けに応募しないとしても、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合の本公開買付価格である3,640円は、Kamgras 1公開買付けに係る公開買付価格を上回るものであることから、本公開買付けは十分成立し得ると考えており、また、本公開買付けの成立後にDGが本スクイーズアウト手続（以下に定義します。以下同じです。）の一環である株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に係る議案に反対したとしても当該議案は可決される見込みが高いことは、下記のとおりです。

（中略）

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年7月1日付で、対象者の主要株主であるOasis Management Company Ltd.（以下「Oasis Management」といいます。）並びに同社の関連ファンド又は関連エンティティであるOasis Investments II Master Fund Ltd.（所有株式数10,347,876株、所有割合（注1）5.19%）、Oasis Japan Strategic Fund Ltd.（所有株式数11,969,002株、所有割合6.00%）及びOasis Japan Strategic Fund Y Ltd.（所有株式数15,883,670株、所有割合7.96%）（以下、Oasis Managementと併せて「Oasis」といいます。合計所有株式数38,200,548株、合計所有割合19.14%）（Oasisの所有株式数及び所有割合はいずれも2026年7月1日現在。以下同じです。）との間で、本応募契約（下記「(2)公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」において定義します。以下同じです。）を締結し、公開買付者が本公開買付価格を3,384円以上の価格とする本公開買付けを開始した場合、一定の前提条件が全て充足されていることを条件として、Oasisは、Oasisが本公開買付けの開始時点でそれぞれ保有する対象者株式の全て（以下「本応募合意株式」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨を合意しておりました。なお、その後、下記「(2)公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「①公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者は、2026年7月27日付で、Oasisとの間で本応募契約に関する追加の合意書を締結し、①本公開買付価格を3,520円（ただし、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640円）とする予定であること、②2026年7月31日までに、本公開買付価格を3,520円（ただし、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640円）とする旨の対象者に対する法的拘束力を有する提案を行い、又は本公開買付価格を3,520円（ただし、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640円）とする旨の本公開買付けに係る予告公表をする予定であること、③②のとおりに対象者に対して法的拘束力を有する提案を行い、又は本公開買付けに係る予告公表をすることをもって、下記「(6)公開買付けに係る重要な合意」の（ア）に記載された本公開買付価格の「対抗価格」以上の金額への変更が行われたものとみなす旨を合意しております。

その後、Kamgras 1公開買付価格は、2026年8月13日付で1株当たり3,570円に引き上げられたものと認識しておりますが、かかる状況について、Oasisから、8月18日付Oasisプレスリリースが公表されております。同プレスリリースにおいては、同日時点におけるOasisの見解又は意向として、概要、以下の点が記載されております。

- ① 複数の買収提案者から行われている様々な提案のうち、現時点において少数株主に対する最も高い提案は、KDDIからの協力が得られることを前提とする公開買付者による1株当たり3,640円の提案であるとOasisは認識していること
- ② 対象者が賛同表明を行っているKamgras 1公開買付価格は1株当たり3,570円であり、公開買付者による提案を下回る水準となっていること
- ③ 現時点ではOasisは、Kamgras 1公開買付価格が1株当たり3,640円を下回る限り、Kamgras 1公開買付けに保有する対象者株式を応募する意向はないこと
- ④ Kamgras 1及び対象者による開示においては、KDDIの協力を必要とする1株当たり3,640円の本公開買付けについて、Kamgras 1とKDDIとの間に既存の不応募契約が存在することを理由として「実現不可能」としているものの、各種開示内容を踏まえれば、Kamgras 1公

開買付けが不成立となった場合には、Kamgras 1とKDDIとの間の既存の不応募契約に基づく主要な義務は消滅することとなり、その場合、1株当たり3,640円の価格による本公開買付けは実現可能であるとOasisは考えていること

- ⑤ Oasisは、対象者、対象者取締役会及び本特別委員会に対し、Kamgras 1公開買付けへの賛同を撤回するか、又はKamgras 1公開買付価格を1株当たり3,640円を上回る水準へ引き上げるよう再交渉することを要請すること

そもそも、公開買付者の提案は、KDDIとの間で不応募契約を締結していない現状においては1株当たり3,520円であるものの、KDDIから協力が得られることを前提に、対象者の一般株主の皆様に対して1株当たり3,640円での売却機会を提供するものです。Kamgras 1公開買付価格はこれより低い価格でありながら、Kamgras 1は、KDDIとの間の既存の不応募契約を用いて、当該売却機会の実現を事実上阻止している状況にあると公開買付者としては認識しております。特に、Kamgras 1は、公開買付者の提案について、1株当たり3,640円は実現不可能な価格であると指摘していると認識しておりますが、公開買付者としては見解を異にしており、Kamgras 1公開買付けが不成立に終わり、KDDIがKamgras 1との間の既存の不応募契約における制約から解放された場合には、KDDIには不応募契約の締結に応じただけのものと考えております。このことは、公開買付者としてKDDIの既存の不応募契約に基づく上記制約の存在に鑑み、2026年7月8日にKDDIと協議を行って以降、KDDIとの間で協議を行っていないものの、同日までのKDDIとの協議のみならず、2026年8月7日に開催されたKDDIの第1四半期決算説明会での質疑応答において、本件について「(対象者の) 既存株主とKDDIの株主の利益を最大限重視し、当社の個別事情ではなく、経済的合理性に基づいて判断する」旨、KDDIから説明があったことによっても裏付けられていると考えております。

公開買付者は、現状下において、Oasisを含む対象者の株主の皆様が、Kamgras 1公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から最良であるのご判断され、これが成立するのであれば、そのご判断を受け入れざるを得ないと考えております。他方で、公開買付者の提案がKamgras 1公開買付けより優れているのご判断いただけるのであれば、所定の前提条件が充足された後に開始される本公開買付けに応募すべく、Kamgras 1公開買付けへの応募を控え、結果としてKamgras 1公開買付けが不成立に終わるという形で株主の皆様の意思が明らかになると考えております。なお、Kamgras 1公開買付けは既に法定の最長期間である60営業日を超えて実施されておりますので、公開買付者は、Kamgras 1が2026年8月21日時点における公開買付期間末日である2026年8月27日までに買付予定数の下限に足りる応募を集められないのであれば、原則として同日をもってKamgras 1公開買付けは終了するものと想定しております。

これらに鑑み、公開買付者は、2026年8月13日付のKamgras 1公開買付価格の引上げを踏まえ、差し当たり、2026年8月21日時点におけるKamgras 1の提案（公開買付価格：1株当たり3,570円）と公開買付者の提案（公開買付価格：1株当たり3,520円。ただし、KDDIとの間で不応募契約を締結できた場合には、3,640円）について、Oasisを含む対象者の株主の皆様のご判断を仰ぐため、Kamgras 1公開買付けの期間満了を静観することとし、本応募契約に基づく5営業日の価格変更期間（2026年8月20日満了）中には、Oasisに対して本公開買付価格の変更を申し入れておりません。その結果、本応募契約は2026年8月20日の経過をもって終了しております。もっとも、公開買付者が本公開買付けの実施見通しや今後の対応方針に関して説明するために2026年8月14日にOasisと実施した面談及び8月18日付Oasisプレスリリースの内容（同日時点における少数株主に対する最も高い提案は、KDDIからの協力が得られることを前提とする公開買付者による1株当たり3,640円の提案であるとOasisは認識している旨等）も踏まえると、Oasisには引き続き公開買付者の提案をご支持いただいている状況であると理解しております。そのため、本公開買付けを開始する際に、Oasisとの間で改めて本応募契約と同等の契約を締結すべく交渉する予定であり、公開買付者の認識として、Oasisに引き続き公開買付者の提案をご支持いただける状況が続く限り、かかる契約の締結に支障はないと考えております。

本応募契約の詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。
(後略)

(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針

① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(変更前)

(前略)

以上の交渉を経て、ベインキャピタル及びLINE ヤフーは、2026年7月29日、本公開買付前提条件が充足されていることを条件として、本公開買付価格を3,520円、本公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）を1円とし、本公開買付けを実施することを決定いたしました。ただし、公開買付者がKDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、本公開買付価格を3,640円に引き上げる予定です。

(中略)

なお、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」に記載のとおり、本応募契約においては、Kamgras 1 公開買付価格が本公開買付価格を1%以上上回る金額に引き上げられ、かつ、Oasis が本公開買付者に対し、本公開買付価格を Kamgras 1 公開買付価格以上の金額に変更することを申し入れた場合であって、当該申入れの日から起算して5営業日を経過する日までに本公開買付価格が Kamgras 1 公開買付価格以上の金額に変更されない場合、Oasis は、本応募契約に定める自らの義務に違反がない場合に限り本応募義務（下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」に定義します。以下同じです。）を負わず、本応募契約が終了することが規定されておりました。7月17日付 Kamgras 1 訂正届出書に記載された Kamgras 1 公開買付価格の3,000円から3,450円への変更を受け、公開買付者は、2026年7月17日、Oasis より、本公開買付価格の3,384円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,500円）からの引上げを要請されました。当該申入れに対し、公開買付者は、2026年7月27日付で、Oasis との間で本応募契約に関する追加の合意書を締結し、①本公開買付価格を3,520円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640円）とする予定であること、②2026年7月31日までに、本公開買付価格を3,520円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640円）とする旨の対象者に対する法的拘束力を有する提案を行い、又は本公開買付価格を3,520円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640円）とする旨の本公開買付けに係る予告公表をする予定であること、③②のとおりに対象者に対して法的拘束力を有する提案を行い、又は本公開買付けに係る予告公表をすることをもって、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の（ア）に記載された本公開買付価格の「対抗価格」以上の金額への変更が行われたものとみなす旨を合意しております。その後、公開買付者は、本日、本書の公表をもって、本公開買付価格を3,520円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640円）とする旨の本公開買付けに係る予告公表を実施いたしました。したがって、Oasis は、Kamgras 1 公開買付価格が少なくとも3,556円以上に引き上げられた上で上記と同様のプロセスを経ない限りは、本応募義務を負うこととなります。

(中略)

公開買付者は、本日現在、KDDI との間で本不応募契約の締結には至っておりませんが、Kamgras 1 届出書及び7月17日付 Kamgras 1 訂正届出書の記載等を踏まえると、これは、KDDI が、Kamgras 1 に対し、Kamgras 1 以外の者により Kamgras 1 公開買付価格を2%以上上回る買付価格による適格対抗買付けが開始されること等の条件を満たさない限り Kamgras 1 以外の者との間で抵触取引に関する合意をしてはならない義務を負っているためであると理解しております。もっとも、本公開買付価格（3,520円）は、Kamgras 1 公開買付価格（3,450円）を2%以上上回っており、かかる状況で本公開買付けが開始した場合には、KDDI は公開買付者と本不応募契約を締結することが可能になるものと考えられます。

本不応募契約を締結することができた場合、本公開買付価格は3,640円となり、本自己株式取得価格は公開買付価格を3,640円とする公開買付けに応募した場合と税引後手取額が実質的に同等となる金額（公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しない範囲で、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して同額となることをいい、2,960円を予定しています。）に設定することとなるため、本不応募契約の締結に至らない場合の3,520円を対価とする公開買付けに応募した場合よりも得られる対価は多くなります。かかる対価の優位性は、本自己株式取得価格が支払われる時期が本公開買付けの決済日より約3ヶ月程度遅れることを踏まえてもその時間的価値を上回るものと考えられます。したがって、本

公開買付けの開始に先立って、又は、仮に、本公開買付け開始時点において本不応募契約が締結されていなかったとしても、本公開買付けが開始した後に本不応募契約を締結することが、KDDI にとっても経済的に合理的な判断であると考えられます。

以上より、公開買付者としては、本不応募契約を締結することができた場合には、本公開買付けを 3,640 円まで引き上げることを予定しているところ、上記のとおり本公開買付けを開始した場合には KDDI が本不応募契約の締結に応じることが合理的に期待できることから、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合の公開買付け価格（3,640 円）まで引き上げることは合理的に実現可能であると考えられます。

また、対象者の第一位株主（2026 年 3 月 31 日現在）である DG（所有株式数：40,917,700 株、所有割合：20.50%）は、5 月 14 日付買付者プレスリリース等に関し、2026 年 6 月 5 日付で「ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP 及び LINE ヤフー株式会社による株式会社カクコムとの資本関係の継続に関する提案書の提出について」と題する開示を行っており、「カクコムとの資本関係の継続を非常に重要かつコアとなる戦略的投資として位置付けている」としていることから、DG と対象者との資本関係の継続を想定していない本公開買付けにご協力いただける可能性は低いと判断し、7 月 1 日付提案書の提出時点で、DG との間で協議・交渉を行う予定はありませんでしたが、その後も DG から協議の打診はなく、本日までに協議・交渉は行っておりません。なお、DG が本公開買付けに応募しないとしても、本公開買付け価格である 3,520 円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640 円）は、Kamgras 1 公開買付けに係る公開買付け価格を 2.03%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、5.51%）上回るものであることから、本公開買付けは十分成立し得ると考えており、また、本公開買付けの成立後に DG が本株式併合に係る議案に反対したとしても当該議案は可決される見込みが高いことは、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」のとおりです。

（変更後）

（前略）

以上の交渉を経て、ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、2026 年 7 月 29 日、本公開買付前提条件が充足されていることを条件として、本公開買付け価格を 3,520 円、本公開買付けにおける本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付け価格」といいます。）を 1 円とし、本公開買付けを実施することを決定いたしました。ただし、公開買付者が KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、本公開買付け価格を 3,640 円に引き上げる予定です。

なお、8 月 14 日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、8 月 13 日付 Kamgras 1 訂正届出書に記載された Kamgras 1 公開買付け価格の 3,450 円から 3,570 円への変更を受けても、当該日時点において、7 月 2 日付対象者プレスリリースにおいて公表していた上記の意見を変更していないとのことです。

（中略）

なお、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」に記載のとおり、本応募契約においては、Kamgras 1 公開買付け価格が本公開買付け価格を 1% 以上上回る金額に引き上げられ、かつ、Oasis が本公開買付け者に対し、本公開買付け価格を Kamgras 1 公開買付け価格以上の金額に変更することを申し入れた場合であって、当該申入れの日から起算して 5 営業日を経過する日までに本公開買付け価格が Kamgras 1 公開買付け価格以上の金額に変更されない場合、Oasis は、本応募契約に定める自らの義務に違反がない場合に限り本応募義務（下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」に定義します。以下同じです。）を負わず、本応募契約が終了することが規定されておりました。7 月 17 日付 Kamgras 1 訂正届出書に記載された Kamgras 1 公開買付け価格の 3,000 円から 3,450 円への変更を受け、公開買付者は、2026 年 7 月 17 日、Oasis より、本公開買付け価格の 3,384 円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,500 円）からの引上げを要請されました。当該申入れに対し、公開買付者は、2026 年 7 月 27 日付で、Oasis との間で本応募契約に関する追加の合意書を締結し、①本公開買付け価格を 3,520 円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640 円）とする予定であること、②2026 年 7 月 31 日までに、本公開買付け価格を 3,520 円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640 円）とする旨の対象者に対する法的拘束力を有する提案を行い、又は本公開買付け価格を 3,520 円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640 円）とする旨の本公開

買付けに係る予告公表をする予定であること、③②のとおりに対象者に対して法的拘束力を有する提案を行い、又は本公開買付けに係る予告公表をすることをもって、下記「(6)公開買付けに係る重要な合意」の(ア)に記載された本公開買付け価格の「対抗価格」以上の金額への変更が行われたものとみなす旨を合意しております。その後、公開買付者は、本日、本書の公表をもって、本公開買付け価格を3,520円（ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640円）とする旨の本公開買付けに係る予告公表を実施いたしました。したがって、Oasis は、Kamgras 1公開買付け価格が少なくとも3,556円以上に引き上げられた上で上記と同様のプロセスを経ない限りは、本応募義務を負うこととなります。

その後、Kamgras 1公開買付け価格は、2026年8月13日付で1株当たり3,570円に引き上げられたものと認識しておりますが、かかる状況について、Oasis から、8月18日付 Oasis プレスリリースが公表されております。

「2. 買付け等の目的等」の「(1)公開買付けの目的の概要」に記載したとおり、公開買付者は、現状下において、Oasis を含む対象者の株主の皆様が、Kamgras 1公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から最良であるとお判断され、これが成立するのであれば、そのお判断を受け入れざるを得ないと考えております。他方で、公開買付者の提案が Kamgras 1公開買付けより優れているとお判断いただけるのであれば、所定の前提条件が充足された後に開始される本公開買付けに応募すべく、Kamgras 1公開買付けへの応募を控え、結果として Kamgras 1公開買付けが不成立に終わるという形で株主の皆様の意思が明らかになると考えております。

そのため、公開買付者は、2026年8月13日付の Kamgras 1公開買付け価格の引上げを踏まえ、差し当たり、2026年8月21日時点における Kamgras 1の提案（公開買付け価格：1株当たり3,570円）と公開買付者の提案（公開買付け価格：1株当たり3,520円。ただし、KDDI との間で不応募契約を締結できた場合には、3,640円）について、Oasis を含む対象者の株主の皆様のお判断を仰ぐため、Kamgras 1公開買付けの期間満了を静観することとし、本応募契約に基づく5営業日の価格変更期間（2026年8月20日満了）中には、Oasis に対して本公開買付け価格の変更を申し入れておりません。その結果、本応募契約は2026年8月20日の経過をもって終了しております。もっとも、「2. 買付け等の目的等」の「(1)公開買付けの目的の概要」に記載したとおり、Oasis との面談及び8月18日付 Oasis プレスリリースの内容も踏まえると、Oasis には引き続き公開買付者の提案をご支持いただいている状況であると理解しております。そのため、本公開買付けを開始する際には、Oasis との間で改めて本応募契約と同等の契約を締結すべく交渉する予定であり、公開買付者の認識として、Oasis に引き続き公開買付者の提案をご支持いただける状況が続く限り、かかる契約の締結に支障はないと考えております。

（中略）

公開買付者は、本日現在、KDDI との間で本不応募契約の締結には至っておりませんが、Kamgras 1届出書及び7月17日付 Kamgras 1訂正届出書の記載等を踏まえると、これは、KDDI が、Kamgras 1に対し、Kamgras 1以外の者により Kamgras 1公開買付け価格を2%以上上回る買付け価格による適格対抗買付けが開始されること等の条件を満たさない限り Kamgras 1以外の者との間で抵触取引に関する合意をしてはならない義務を負っているためであると理解しております。もっとも、本公開買付け価格（3,520円）は、Kamgras 1公開買付け価格（3,450円）を2%以上上回っており、かかる状況で本公開買付けが開始した場合には、KDDI は公開買付者と本不応募契約を締結することが可能になるものと考えられます。

本不応募契約を締結することができた場合、本公開買付け価格は3,640円となり、本自己株式取得価格は公開買付け価格を3,640円とする公開買付けに応募した場合と税引後手取額が実質的に同等となる金額（公開買付け価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しない範囲で、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して同額となることをいい、2,960円を予定しています。）に設定することとなるため、本不応募契約の締結に至らない場合の3,520円を対価とする公開買付けに応募した場合よりも得られる対価は多くなります。かかる対価の優位性は、本自己株式取得価格が支払われる時期が本公開買付けの決済日より約3ヶ月程度遅れることを踏まえてもその時間的価値を上回るものと考えられます。したがって、本公開買付けの開始に先立って、又は、仮に、本公開買付け開始時点において本不応募契約が締結されていなかったとしても、本公開買付けが開始した後に本不応募契約を締結することが、KDDI にとっても経済的に合理的な判断であると考えられます。

以上より、公開買付者としては、本不応募契約を締結することができた場合には、本公開買

付価格を3,640円まで引き上げることが予定しているところ、上記のとおり本公開買付けを開始した場合にはKDDIが本不応募契約の締結に応じることが合理的に期待できることから、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合の公開買付価格（3,640円）まで引き上げることが合理的に実現可能であると考えられます。

なお、Kamgras 1は、公開買付者の提案について、1株当たり3,640円は実現不可能な価格であると指摘していると認識しておりますが、公開買付者としては見解を異にしており、Kamgras 1公開買付けが不成立に終わり、KDDIがKamgras 1との間の既存の不応募契約における制約から解放された場合には、KDDIには不応募契約の締結に応じていただけるものと考えております。このことは、公開買付者としてKDDIの既存の不応募契約に基づく上記制約の存在に鑑み、2026年7月8日にKDDIと協議を行って以降、KDDIとの間で協議を行っていないものの、同日までのKDDIとの協議のみならず、2026年8月7日に開催されたKDDIの第1四半期決算説明会での質疑応答において、本件について「(対象者の) 既存株主とKDDIの株主の利益を最大限重視し、当社の個別事情ではなく、経済的合理性に基づいて判断する」旨、KDDIから説明があったことによっても裏付けられていると考えております。

また、対象者の第一位株主（2026年3月31日現在）であるDG（所有株式数：40,917,700株、所有割合：20.50%）は、5月14日付買付者プレスリリース等に関し、2026年6月5日付で「ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP及びLINEヤフー株式会社による株式会社カカクコム資本政策に関する提案書の提出について」と題する開示を行っており、「カカクコムとの資本関係の継続を非常に重要かつコアとなる戦略的投資として位置付けている」としていることから、DGと対象者との資本関係の継続を想定していない本公開買付けにご協力いただける可能性は低いと判断し、7月1日付提案書の提出時点で、DGとの間で協議・交渉を行う予定はありませんでしたが、その後もDGから協議の打診はなく、本日までに協議・交渉は行っておりません。なお、DGが本公開買付けに応募しないとしても、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合の本公開買付価格である3,640円は、Kamgras 1公開買付けに係る公開買付価格を上回るものであることから、本公開買付けは十分成立し得ると考えており、また、本公開買付けの成立後にDGが本株式併合に係る議案に反対したとしても当該議案は可決される見込みが高いことは、上記「(1)公開買付けの目的の概要」のとおりです。

(6)公開買付けに係る重要な合意

(変更前)

公開買付者は、Oasisとの間で2026年7月1日付で本応募契約を締結し、本応募合意株式(38,200,548株、所有割合：19.14%)について、一定の前提条件(注1)が全て充足されていることを条件として、本公開買付けに応募する旨(以下「本応募義務」といいます。)の合意をしております。また、本応募契約において、以下の内容を合意しております。

(後略)

(変更後)

公開買付者は、Oasisとの間で2026年7月1日付で本応募契約を締結し、本応募合意株式(38,200,548株、所有割合：19.14%)について、一定の前提条件(注1)が全て充足されていることを条件として、本公開買付けに応募する旨(以下「本応募義務」といいます。)の合意をしておりました。また、本応募契約において、以下の内容を合意しておりました。なお、「2. 買付け等の目的等」の「(1)公開買付けの目的の概要」に記載したとおり、公開買付者は、2026年8月13日付のKamgras 1公開買付価格の引上げを踏まえ、差し当たり、2026年8月21日時点におけるKamgras 1の提案(公開買付価格：1株当たり3,570円)と公開買付者の提案(公開買付価格：1株当たり3,520円。ただし、KDDIとの間で不応募契約を締結できた場合には、3,640円)について、Oasisを含む対象者の株主の皆様のご判断を仰ぐため、Kamgras 1公開買付けの期間満了を静観することとし、本応募契約に基づく5営業日の価格変更期間(2026年8月20日満了)中には、Oasisに対して本公開買付価格の変更を申し入れておりません。その結果、本応募契約は2026年8月20日の経過をもって終了しております。

(後略)

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。本公開買付けが開始された場合に売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、開始された場合、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成される予定ですが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。ベインキャピタル、LINE ヤフー、公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条（b）の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）12 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、ベインキャピタル、LINE ヤフー、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。